

## 利益相反管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「当会」という。)の倫理規定 第4条に規定された役員及び職員の遵守事項を明確に理解した上で、当会の事業活動における権限の適正な行使を担保し、社会からの信頼を確保することにある。

### (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益をを図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- (2)「直接取引」とは、理事が自己または第三者のために当会と取引をすることをいう。なお、このうち自己の為にする場合を「自己取引」という。
- (3)「関節取引」とは、理事が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、当会と理事の利益が相反する取引をすることをいう。なお、当会を代表する理事は、利益が相反する理事自身でない場合にも該当するものとする。

### (就業防止義務)

第3条 理事は、自己または第三者のために、当会の事業の部類に属する取引をしてはならない。

### (利益相反行為の禁止)

第4条 理事は、当会との間において利益相反となり得る行為を原則禁止とする。また、理事は、直接取引及び関節取引において利益相反行為となる恐れがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示・申告し、理事会による承認を受けなければならない。

- 2 申告を受けた理事会は、速やかに理事会を招集し、必要であれば申告理事に対して取引の公正性を示す証憑類の提出をもとめ、利益相反行為に該当するかの判断し決議をする。この場合、申告理事は議決権を有しない。
- 3 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告理事へ結果を報告する。なお、理事会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則 この規程は令和4年8月28日より施行する。